

香川高等専門学校社会基盤メンテナンス教育センター規則

令和2年1月29日

(趣旨)

第1条 この規則は、香川高等専門学校内部組織規則（以下「規則」という。）第17条第4項の規定に基づき、香川高等専門学校社会基盤メンテナンス教育センター（以下「センター」という。）の組織及び運営について定めるものとする。

(目的)

第2条 センターは、香川高等専門学校（以下「本校」という。）の教育研究資源やその成果等を用いて、インフラメンテナンスのリカレント教育を推進し、社会基盤の維持管理に係る人材の育成等を行うことを目的とする。

(業務)

第3条 センターは、前条の目的を達成するために、次の各号に掲げる業務を行う。

- 一 リカレント教育拠点の整備に関すること。
- 二 リカレント教育・研修プログラムの開発・実施に関すること。
- 三 センターの管理運営及び利用計画に関すること。
- 四 その他センターの目的を達成するために必要と認められること。

(組織)

第4条 センターに次に掲げる教職員を置く。

- 一 センター長
 - 二 副センター長
 - 三 センター員
- 2 センター長は、本校の教授又は准教授のうちから校長が任命する。
 - 3 センター長は、センターの業務を掌理する。
 - 4 副センター長は本校教員のうちからセンター長の推薦に基づき校長が任命する。
 - 5 副センター長は、センター長を補佐し、センター長に事故があったときは、その職務を代行する。
 - 6 センター員はセンター長の推薦に基づき、校長が選任する。
 - 7 センター長及び副センター長の任期は2年とし再任を妨げない。ただし欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。
 - 8 センター員の任期は1年とし、再任を妨げない。ただし、欠員を生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員会)

第5条 センターの円滑な運営を図るため、香川高等専門学校社会基盤メンテナンス教育センター委員会（以下「委員会」という。）を置く。

- 2 委員会に関し必要な事項は、別に定める。

(事務)

第6条 センターに係る事務は、総務課において処理する。

(その他)

第7条 この規則に定めるもののほか、センターの運営に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。